

管理職のためのパワーハラスメント 予防対策講座 (オンデマンド配信)

経営法曹会議会員
中町誠法律事務所弁護士 **中井 智子氏**

2020年6月1日に施行された改正労働施策総合推進法により企業にはパワハラ防止のための雇用管理上の措置義務が課されました（中小企業は2022年まで努力義務）。近時の裁判例や事例を交えて、管理職が押さえておくべきパワハラ予防策について、中井智子弁護士より詳しく解説いただきます。

配信期間

2021年1月12日(火)から(予定)

内 容

- ・ パワーハラスメントとは
- ・ 管理職が押さえておくべきパワハラ予防・対策の基本
- ・ パワハラと言われない部下指導法
- ・ ケーススタディ
- ・ パワハラのない職場づくりに向けて

(前・後編各60分)

費 用

無料(会員限定)

申 込

ホームページ(<https://www.tokyokeikyo.jp/>)からお申し込みください。

※動画視聴のためのURL等は配信日以降に、メールでお送りしますので、メールアドレスはお間違えのないようお願いします

照 会 先

事業局 山下、山鼻
Tel : 03-3213-4700